

平成26年9月17日

静岡市議会議員 石上 顕太郎 様

静岡市議会議員 山本 明久 ㊞

同 内田 隆典 ㊞

同 鈴木 節子 ㊞

同 寺尾 昭 ㊞

同 西谷 博子 ㊞

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び静岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

議案及び提案の理由

別紙のとおり

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第6条中第2項を削り、第3項を第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 1学級の園児数は、満5歳以上の園児にあつては25人以下とし、満4歳以上満5歳未満の園児にあつては20人以下とし、満3歳以上満4歳未満の園児にあつては15人以下とすることを原則とする。

第7条第3項の表中

「

(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね20人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね6人につき1人

を

」

「

(2) 満3歳以上満4歳未満の園児	おおむね15人につき1人
(3) 満1歳以上満3歳未満の園児	おおむね4人につき1人

に

」

改め、同条第4項ただし書を削る。

第10条第2項中「を原則」を削り、同項ただし書を削り、同条第3項中「、第2号及び第6号」を「から第3号まで」に改め「、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であつて、第2号から第8号までに掲げる要件を満たすときは保育室等を3階以上の階に」を削り、同項第2号を次のように改める。

- (2) 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。

区分	設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡するこ

ととし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。

2 待避上有効なバルコニー

3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備

4 屋外階段

第10条第3項中第3号から第5号までを削り、第6号を第3号とし、第7号及び第8号を削り、同条第4項を削り、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項第2号中「次条第6項」を「次条第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第11条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条を第24条とし、第26条を第25条とする。

附則第4条第1項中「第7項並びに第11条第6項」を「第6項並びに第11条第4項」に改め、同項の表中「、第2号及び第6号」を「から第3号まで」に、「第10条第7項」を「第10条第6項」に、「第11条第6項」を「第11条第4項」に改め、同条第2項中「、第6項及び第7項」を「第5項及び第6項」に改め、同項の表中「、第2号及び第6号」を「から第3号まで」に、「第10条第6項」を「第10条第5項」に、「第10条第7項」を「第10条第6項」に改め、同条第3項中「第10条第7項第1号」を「第10条第6項第1号」に、「同条第5項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の学級編制、職員数、食事の規定を改めようとするものである。